

「東白川村新巢地域森林整備推進協定」を 締結し「新巢共同施業団地」を設定しました

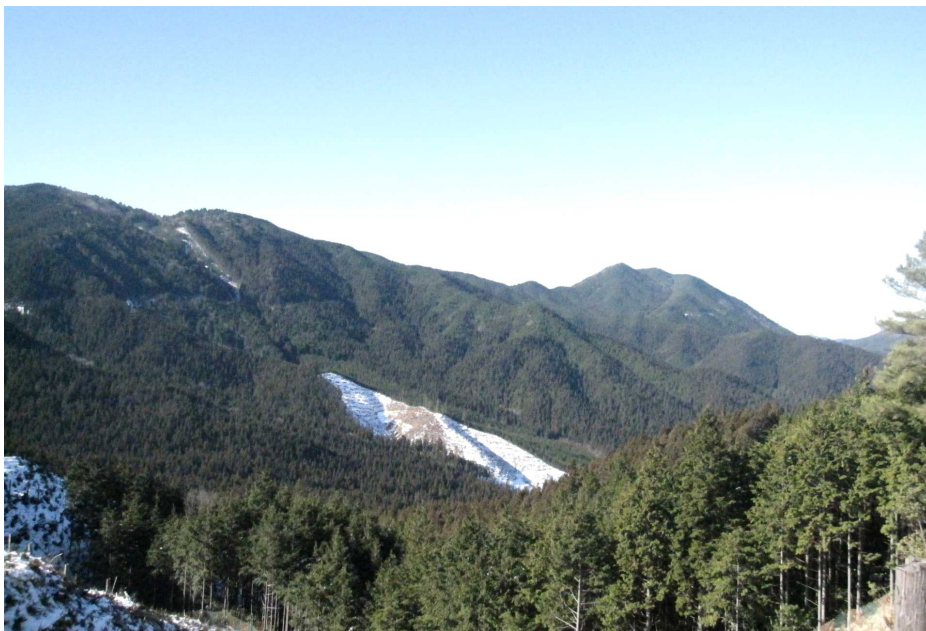
平成24年3月2日に岐阜県加茂郡東白川村はなのき別館ホールにおいて、岐阜森林管理署長、東白川村長、東白川村森林組合長、岐阜県可茂農林事務所長との間で「東白川村新巢地域森林整備推進協定」を締結しました。

この協定は、中部森林管理局長と岐阜県知事との間で締結された、岐阜県における「健全で豊かな森林づくりの推進に関する覚書」に基づく森林整備推進協定の第2号となります。

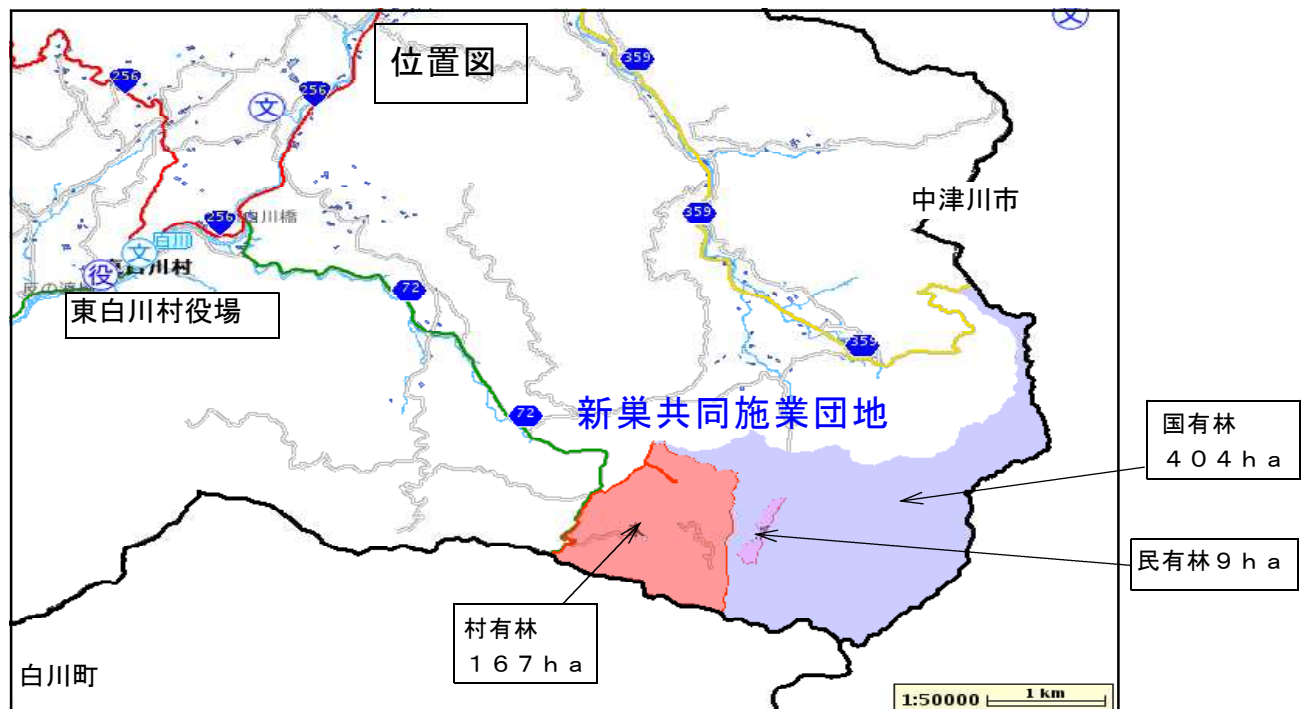
この協定による「新巢共同施業団地」は、東白川村新巢地域の国有林404haと私有林9ha及び村有林167haの580ha余りとなっています。

協定期間は平成24年4月1日～平成29年3月31日までの5ヶ年とし、その後は協議により延長できるものとしています。

協定では、所有界を越えた効率的な路網計画により3,750mを整備していくことや309ha余りの利用間伐等の森林整備を実施して、約13,800m³余りの木材生産を予定しています。



(協定地の遠景)



また、この協定の国有林部分はすでに『社会貢献の森「サントリー天然水の森 ぎふ東白川」』として岐阜森林管理署とサントリーHDとの間で協定を締結していますが、今回、村有林部分についても、同会場において岐阜県が推進する「企業との協働による森林づくり協定」の制度を利用した『サントリー「天然水の森 ぎふ東白川」における生きた森林づくり協定』も東白川村、サントリーHD、岐阜県との間で締結されました。

これで、同地域で3つの協定が締結され、今後、5者が連携して更なる森林の持つ多面的機能の持続的発揮とともに、林業事業体の育成・強化、林業・木材産業の活性化、木材資源の有効活用を図っていくこととしています。



(3協定の締結者)

3協定の区域と共同施業

